

広島市郷土資料館条例の一部改正に係る議案に対する意見の申出について

広島市郷土資料館条例の一部改正に係る議案（別紙）について、令和7年1月29日に、教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

第 号議案

令和 7 年 2 月 日提出

広島市郷土資料館条例の一部改正について

広島市郷土資料館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

広島市長 松 井 一 實

広島市郷土資料館条例の一部を改正する条例

広島市郷土資料館条例（昭和 6 0 年広島市条例第 7 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（附属展示施設）

第 2 条の 2 郷土資料館に次のとおり附属展示施設を置く。

- (1) 名称 広島市郷土資料館サテライト
- (2) 位置 広島市南区松原町 9 番 1 号

第 1 2 条第 1 項中「郷土資料館」の右に「（附属展示施設を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

郷土資料館に附属展示施設を新たに設置するため、その名称及び位置を定める等所要の改正を行う必要がある。

広島市郷土資料館条例新旧対照表

現 行	改 正
第1条・第2条 (略) (新設) 第3条～第11条 (略) (利用料金等) 第12条 郷土資料館_____に入館しようとする者は、指定管理者に当該入館に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。 2～7 (略) 第13条 (略) 別表 (略)	第1条・第2条 (現行に同じ。) <u>(附属展示施設)</u> <u>第2条の2 郷土資料館に次のとおり附属展示施設を置く。</u> <u>(1) 名称 広島市郷土資料館サテライト</u> <u>(2) 位置 広島市南区松原町9番1号</u> 第3条～第11条 (現行に同じ。) (利用料金等) 第12条 郷土資料館<u>(附属展示施設を除く。)</u>に入館しようとする者は、指定管理者に当該入館に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。 2～7 (現行に同じ。) 第13条 (現行に同じ。) 別表 (現行に同じ。)